



第33回岡山県JA大会議案(説明資料)

創造的自己改革への挑戦

～農業者の所得増大と地域の活性化に全力を尽くす～



岡山県農業協同組合中央会

はじめに

政府からの「農協改革」の提起に対し、将来めざすべき協同組合としてのJAのあり方、営農・経済事業の強化に向けた自己改革事項について検討を進め、平成26年11月の全中理事会において、「JAグループの自己改革について」を決定・公表しました。

これを受けて、JAグループ岡山は、「創造的自己改革」に取り組むことで、自己改革の3つの基本目標「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」に全力を尽くし、「食と農を基軸として地域に根ざした協同組合」としての役割を発揮して、「持続可能な農業」と「豊かでくらしやすい地域社会」の実現をめざします。

「創造的自己改革」とは、組合員の願いを実現するため、各々のJAが多様な農業・地域の実態に応じて、自らの創意工夫に基づく積極的かつ多彩な事業と組織活動を展開し、地域の農業とくらしになくてはならない組織となることをめざす改革です。

平成27年12月 岡山県農業協同組合中央会

目次

はじめに	1
第33回岡山県JA大会のポイント	2
わたしたち(農業・地域・JA)の情勢・課題	2
「農協改革」(改正農協法)の概要	3
第33回岡山県JA大会でJAグループがめざすもの	4
自己改革の考え方	5
「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」への挑戦	6
「地域の活性化」への貢献	8
組合員の「アクティブ・メンバーシップ」の確立	9
「食」「農」「協同組合」にかかる県民理解の醸成	10
JAグループ岡山の新たな組織体制の再構築	10
JAグループの結集軸として『新たな中央会』を構築	10

第33回岡山県JA大会のポイント

今大会は、「農協改革」の議論をふまえ、JAグループの自己改革がグループ内外から注目される中での大会となります。今大会で確認する実践方針のポイントは以下のとおりです。

- 1 「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」の3つを基本目標とします。
- 2 このうち、「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」を自己改革の最重点課題として、すべてのJAで取り組みます。
- 3 すべてのJAは、組合員との徹底的な話し合いを通じて、自己改革の取組施策として、JA中期計画を、各JAの創意工夫で独自に策定します。
- 4 連合会・中央会は「県域担い手サポートセンター」をはじめ、事業横断的に体制を構築し、JAの実践を強力に支援するとともに、自己改革に取り組みます。
- 5 あわせて、組合員のアクティブ・メンバーシップの確立、「食」「農」「協同組合」にかかる県民理解の醸成、農協法改正を踏まえた新たな中央会の構築に取り組みます。

情勢認識と課題

わたしたち(農業・地域・JA)の情勢・課題

1 人口増加と経済成長による世界的な食料需要の増加

- 世界全体の人口は2050年(平成62年)に90億人超(2000年<平成12年>比1.5倍)に増加
- 世界全体の食料需要は2050年(平成62年)に約70億トン(2000年<平成12年>比1.6倍)に増加

2 農業者の高齢化・世代交代による農業生産基盤の脆弱化

- 本県における農業就業人口の平均年齢69.9歳(平成22年度時点)と高齢化の進展
- 本県の農業就業人口は、平成22年時点40,416人と平成12年から約1万9千人減少

3 食生活・ライフスタイル・流通構造の変化

- 米の消費構造は、中食・外食用が4割超を占め、家計消費の購入先もインターネット等多様化
- 野菜の消費構造は、加工・業務用が5割超を占め、そのうち3割が外国産

4 人口減少・超高齢社会

- 我が国の総人口は、平成72年には8,674万人になると推計
- 本県人口は、平成17年の約196万人をピークに減少し、平成52年には約161万人になると推計

5 組合員の世代交代と組合員構成の変化

- 本県の組合員構成は、正組合員68.3%(139,883人)、准組合員31.7%(64,974人)

6 農業政策の見直し

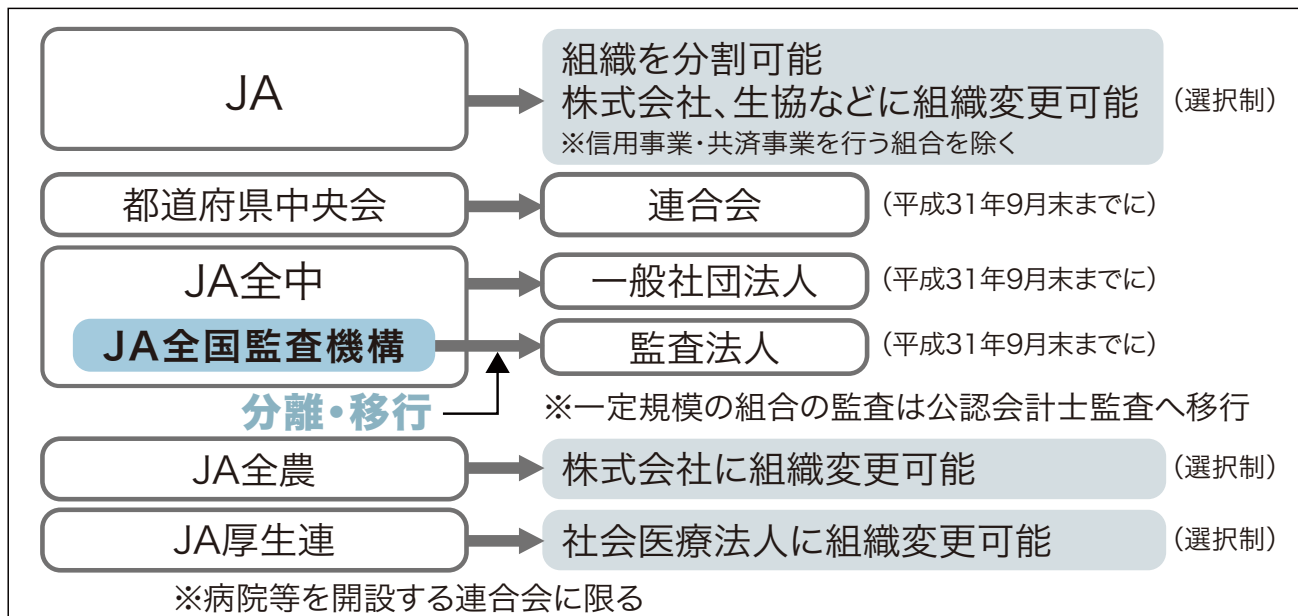
- 新たな食料・農業・農村基本計画の策定
- TPP交渉等国際化の進展
- 平成30年産米をめどに生産調整見直し

「農協改革」(改正農協法)の概要

改正農協法の概要

- JAが農業者の所得向上に向け、農産物の有利販売と生産資材の有利調達に最重点を置いて事業を運営するよう、組織の見直しを含めた自己改革を促すものです。
- 理事構成の例外措置などは、政省令により措置されます。

農協法改正による組織の見直し



事業の目的 組合員に最大奉仕／農業所得の増大に最大限配慮

- 農協法第7条にJAや連合会の事業目的として、従来の「組合員及び会員のために最大の奉仕をすることを目的とする」に加えて、「農業所得の増大に最大限の配慮をしなければならない」ことが明記されました。
- また、「営利を目的としてその事業を行ってはならない」との現行の条文は、販売事業などから高い収益を上げ、「事業の成長発展を図るための投資又は事業利用分量配当に充てるよう努めなければならない」とされました。

理事構成 過半が認定農業者等に／例外・経過措置も

- JAの理事構成については、原則として過半数が「認定農業者または農産物販売・法人の経営などに関し実践的な能力を有する者」でなければならないとされました。
- 経営管理委員会制度を導入するJAは、経営管理委員の過半数が原則として認定農業者でなければならないとされました。
- 経過措置として、これらの理事・経営管理委員の要件規定は、法律施行後3年(平成31年3月末まで)以降で、最初に開かれる通常総(代)会までは適用しないものとされました。

准組合員の利用規制 規制見送り／5年間調査の上、その在り方について結論

- 准組合員の利用規制の在り方について、法律施行日から5年間、正・准組合員の利用実態や農協改革の実行状況の調査を行った上で検討し、規制を導入するかどうかも含めて結論を出すことになりました。

第33回岡山県JA大会でJAグループがめざすもの

- JAは、組合員が出資・運営し、自らが必要とする事業の利用を目的とする協同組合です。農業者と地域住民が必要とする営農と生活を支える総合事業を展開しています。
- 農業振興、地域振興、農業・農村の多面的機能の発揮に重要な役割を發揮し続けるため、JAは、総合事業を営み、そこに住む者の力の全てを結集し、農業者・地域住民が一体となった協同活動に取り組みます。
- 「持続可能な岡山県農業の実現」「豊かでくらしやすい地域社会の実現」「協同組合としての役割發揮」をめざします。
- これらを踏まえ、第33回岡山県JA大会実践期間中(平成28～30年度)は、「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」を基本目標とする自己改革を通じた「食と農を基軸として地域に根ざした協同組合」の確立に取り組みます。

① 持続可能な岡山県農業の実現

農業生産の拡大、農家組合員の所得向上、地域の農地の保全、農を通じた豊かな地域づくりをめざします。

② 豊かでくらしやすい地域社会の実現

JAの総合事業・活動を通じて、次代をはじめ組合員・地域住民や関係機関とともに地域を協同で支え、豊かで暮らしやすい地域社会の実現をめざします。

③ 協同組合としての役割發揮

地域に即した組合員・利用者目線の事業・活動を行い、組合員拡大、資本・財務強化、事業伸長をめざします。

JAグループ自己改革

最重点

農業者の所得増大
農業生産の拡大

地域の活性化

「食と農を基軸として地域に根ざした協同組合」の確立

自己改革の考え方

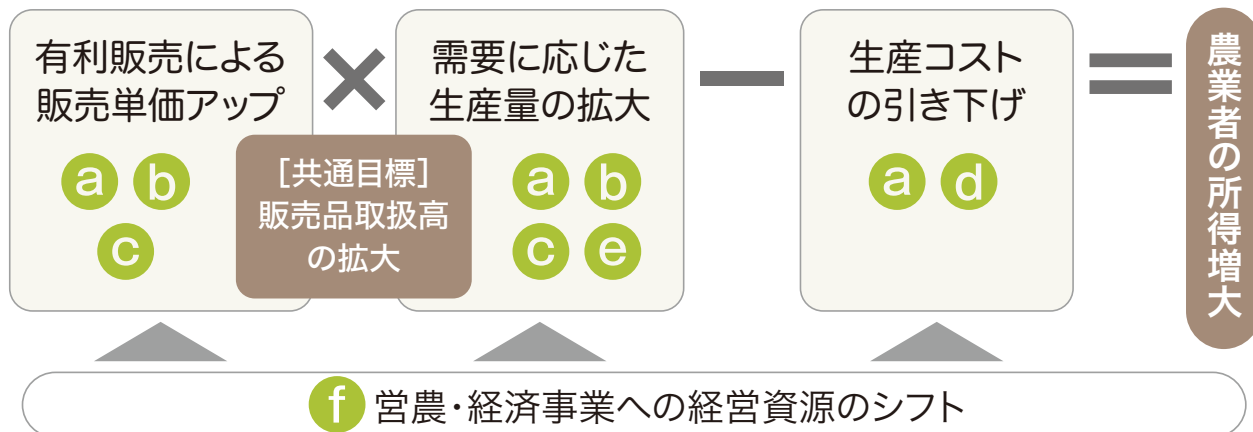
9つの重点実施分野(改革の方向性)に基づき、JA中期計画を策定・実践します

- 自己改革の3つの基本目標につながる下表の9分野(a~i)を、本大会の「重点実施分野」とします。
- とくに、「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」に関連する6分野(a~f)を、最重点分野とし、全てのJAで取り組みを進めます。

基本目標	重点実施分野(9分野)
農業者の所得増大 農業生産の拡大	a 担い手経営体のニーズに応える個別対応
	b マーケットインに基づく生産・販売事業方式の強化
	c 付加価値の増大と新たな需要開拓への挑戦
	d 生産資材価格の引き下げと低コスト生産技術の確立・普及
	e 新たな担い手の育成や担い手のレベルアップ対策
	f 営農・経済事業への経営資源のシフト
地域の活性化	g 地域実態・ニーズを踏まえたJA事業とJAくらしの活動の展開
	h 正・准組合員のメンバーシップの強化
	i 准組合員の「農」に基づくメンバーシップの強化

組合員と徹底的に話し合い、課題と目標を共有します

- 組合員との話し合いに基づく自己改革の取組施策の策定
- JAグループ共通目標として掲げる「販売品取扱高の拡大」
- 国および地方自治体と連携した農業政策の確立

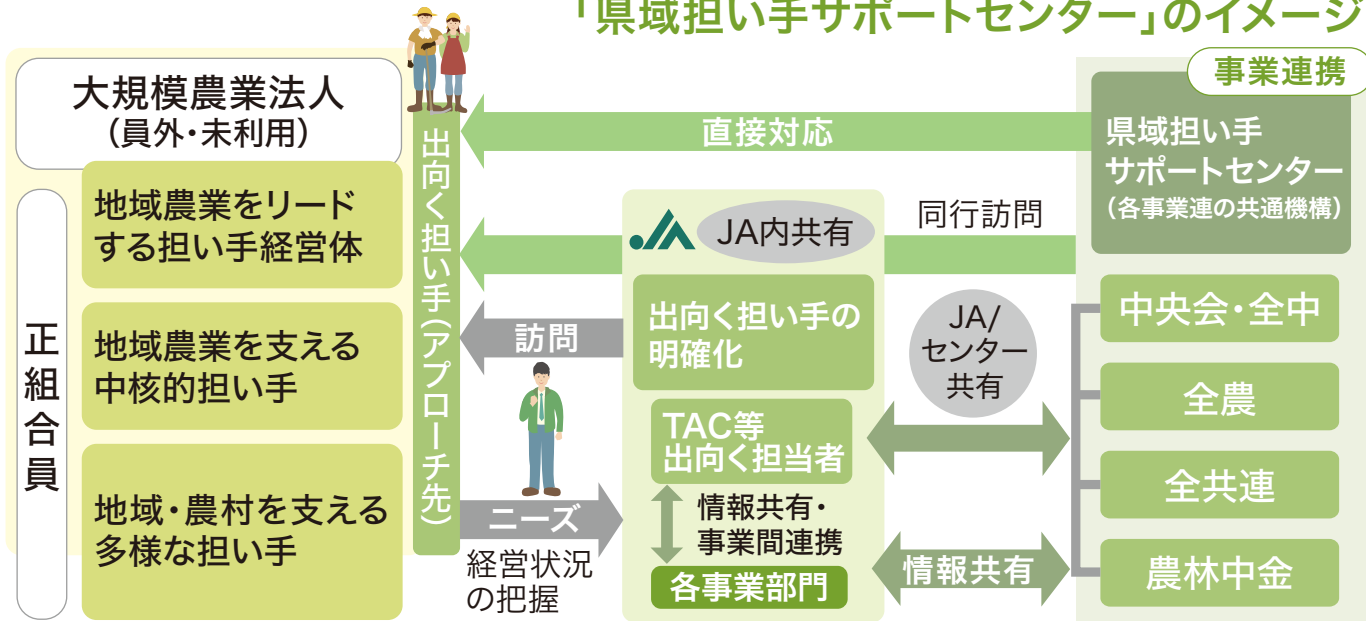


「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」への挑戦

a 総合力の強みを発揮した担い手経営体のニーズに応える個別対応を強化します

- JAは、担い手専任担当者の配置・拡充により、出向く体制を整備・充実し、担い手経営体の経営発展を支え、組合員満足度の向上と事業利用の拡大に取り組みます。
- 連合会・中央会は、「県域担い手サポートセンター」を設置し、JAとの連携のもと、個別支援・事業提案を強化します。

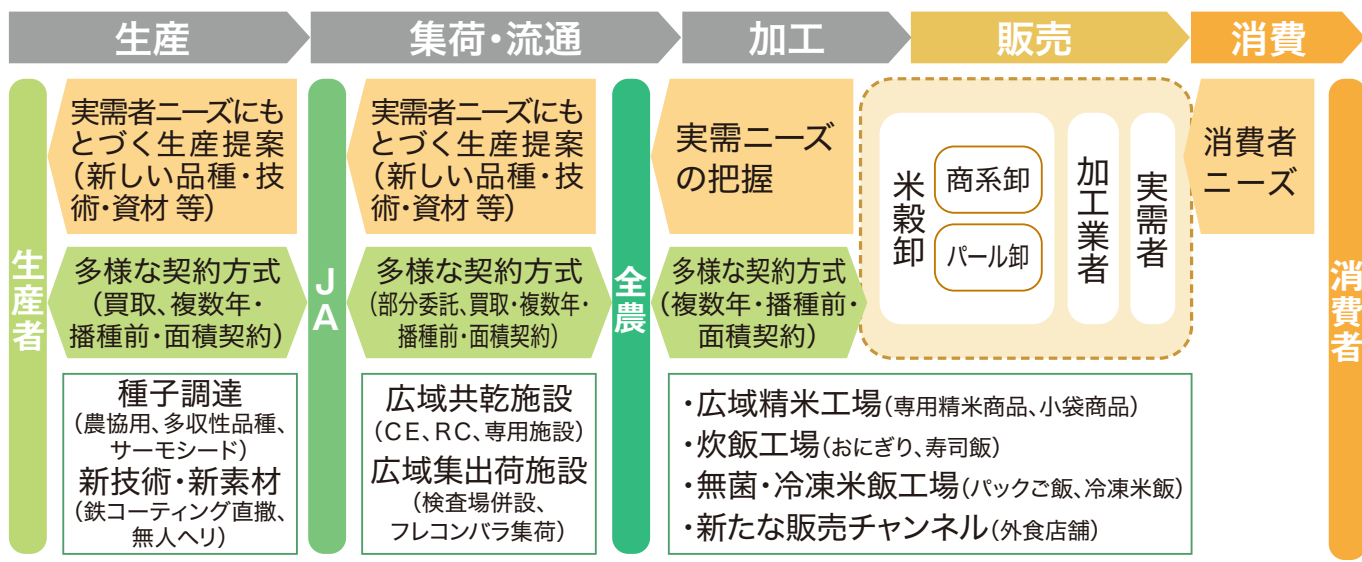
「県域担い手サポートセンター」のイメージ



b マーケットインに基づく生産・販売事業方式の強化を進めます

- 消費者の消費形態の変化、販売チャネル多角化等の流通・販売環境の変化に対応するため、マーケットインに基づく生産・販売事業方式の強化を進めます。
- 中食・外食・小売等の実需者ニーズに応じた生産と買取販売等の多様な契約方式による販売の拡大、販路別の結集方式の多様化による、農畜産物の有利販売を実施します。

生産から販売にかかるバリューチェーン構築(例:米穀事業のイメージ)



生産から販売まで一貫した、系統独自のバリューチェーン

c 付加価値の増大と新たな需要開拓へ積極的に挑戦します

- 人口減少による国内の食料消費の減少が予想されるなか、さらなる農業者の所得増大を図るため、プロダクトアウトに基づく付加価値の増大、新たな需要開拓へ積極的に挑戦します。

6次産業化による付加価値増大 輸出による新たな需要の開拓 知的財産等による付加価値増大

d 生産資材価格の引き下げおよび低コスト生産技術の確立・普及に取り組みます

- JA・連合会は、農業所得を増大させるため、担い手からニーズの高い生産資材価格の引き下げ実現、低コスト生産技術の確立・普及によりトータルでの生産コスト低減を実現します。
 - ▶一律的な価格体系に基づく購買事業方式からの転換やロット等の取引条件によるメリット措置等弾力的な価格設定等に取り組みます。

e 新たな担い手の育成や担い手のレベルアップを支援します

- 地域の農業生産の拡大のため、新規就農者の支援や将来の担い手確保と経営支援を強化します。
- JAは、労働力支援や農業経営管理支援を通じ、担い手の農業経営を支え、農業生産の拡大に取り組みます。
- さらに、多様な担い手が農業生産や6次産業化等に積極的に取り組めるよう営農相談機能を強化し担い手のレベルアップを支援します。
- また、担い手不在の地域では、JAが自ら農業生産に取り組み、地域農業の振興に補完的な役割を果たします。

新規就農者
対策の強化

労働力軽減・
確保対策の
強化

農業経営管理
支援の強化

多様な担い手の
育成による地域
の営農活動強化

正組合員の世代
交代の対応強化

f 営農・経済事業への経営資源をシフトします

営農・経済部門の人材育成

- JAは営農指導員の人事ローテーションの見直しや、職場内教育(OJT)を基本とした人事制度等を通じて、キャリアアップと専門性の高い個別事業提案を担う人材育成に取り組みます。

信用事業・共済事業の連合会における事務合理化・効率化

- 農林中金及び共済連は、信用・共済事業の事務合理化・効率化により、JAの事務負担軽減を図ります。

JAにおける営農・経済事業体制の強化

- 要員・時間等の経営資源を有効活用し、担い手専任担当者の配置や、営農指導員、販売担当者等の人員を確保することにより営農・経済事業の体制を強化します。また、企画・マネジメント機能の強化に適切な人材を営農・経済事業部門に優先的に配置します。

「地域の活性化」への貢献

8 地域実態・ニーズを踏まえたJA事業とJAくらしの活動を展開します

●JA事業を通じた生活インフラ機能の発揮

総合事業(販売、購買、信用、共済、厚生、直売・加工、旅行、介護等)を通じて、組合員と地域住民の生活インフラ機能の一翼として役割を発揮します。また、JA直売所をJAくらしの活動や組織基盤強化においても重要な機能を担う拠点と捉え、地域農業の振興及び地域の活性化に向けた取り組みを強化します。

●JAくらしの活動を通じた地域コミュニティの活性化

「住み慣れた地域での『助けあい』を軸とした地域セーフティネット機能」を発揮します。さらに、JAはJA女性組織による子育て支援活動、助けあい活動への参画及び市町村の地域支援事業の受け皿となることへの支援とともに、地元産農畜産物を利用した加工品等新商品の企画・開発などの女性パワーの発揮を支援します。

●支所・支店等を拠点とした「JAくらしの活動」の実践

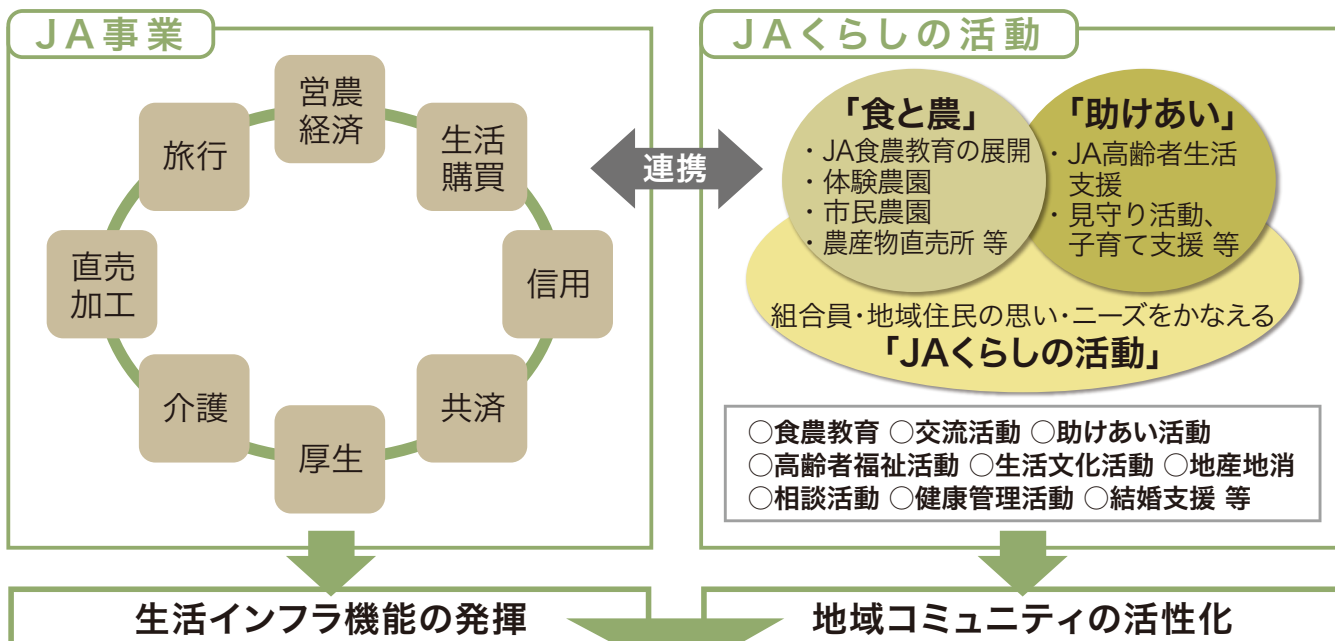
「食と農を基軸として地域に根ざした協同組合」として支所・支店を拠点とした協同活動を通じて、「食と農、地域とJAを結ぶ」取り組みを拡充します。そして、職員の一人ひとりが、JA事業と併せて、JAくらしの活動についても提案し、組合員・地域住民の積極的な参加を促します。

地方創生へ積極的に参画します

●JAは、行政や他団体と連携して「地方創生」に積極的に参画し、総合事業と組織活動を通じて、「持続可能な農業」と「豊かでくらしやすい地域社会」の実現に取り組みます。

JAが地域社会に
果たす機能・役割

- 多数の拠点と総合事業・活動を最大限活用したサービスを提供
- 組合員・地域住民の協同活動・相互扶助をサポート



- 行政や組合員組織(女性組織・助けあい組織等)とも連携
- JA事業とJAくらしの活動を通じた協同活動を実践し、徹底して地域を支援

組合員の「アクティブ・メンバーシップ」の確立

h 正・准組合員のメンバーシップを強化します

- 各組合員の参画程度に応じて、段階的にメンバーシップ強化に取り組みます。その上で、支所・支店等を核とした、組合員の参画の「場」をつくり、意思反映・運営参画を進めます。
- 次代の地域農業及び農業協同組合運動のリーダーを育成するため、全てのJAで青壮年組織の設置・活動の活性化を進めるとともに、若手農業者の青壮年組織への加入促進に取り組みます。
- JA女性組織の活動の活性化を進めるとともに、JA女性大学によるJAファンづくり等を通じて、フレッシュミズ層の確保・育成及び組合員加入促進に取り組みます。

(*)アクティブ・メンバーシップとは？

組合員が積極的に組合の事業や活動に参加すること。

JAにおいては、組合員が地域農業と協同組合の理念を理解し、「わがJA」意識を持ち、積極的な事業利用と協同活動に参加すること。

i 准組合員の「農」に基づくメンバーシップを強化します

- 農業振興と地域振興の両面から農業者と地域住民の連携の重要性が高まっています。
- このため、JAグループは、准組合員を「農業や地域経済の発展を農業者と共に支えるパートナー」と位置付け、農業者の所得増大等の取り組みとあわせて、准組合員の「農業振興の応援団」の取り組みを拡充します。
- JA・連合会・中央会は、准組合員がJAの目的に賛同し、JAの事業と組織活動への積極的な利用・参加を通じて「農業振興の応援団」の輪を拡大します。
- あわせて、准組合員の意思反映・運営参画を進め、准組合員の「農」に基づくメンバーシップを強化します。

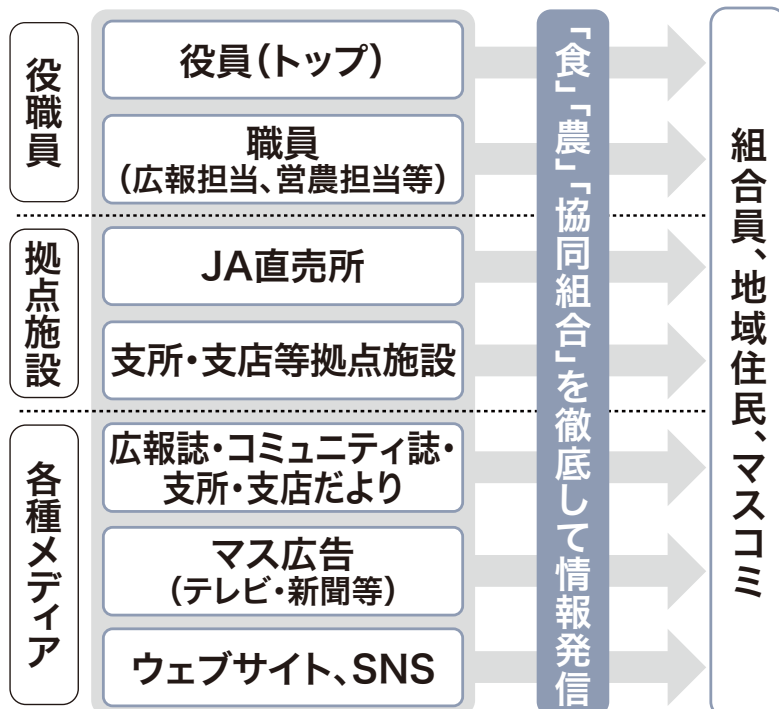
農協運動者としてのJA役職員づくりに取り組みます

- 組合員のメンバーシップ強化には役職員の役割発揮が不可欠のため、農協運動の推進者である役職員の意識改革と行動改革に役員が率先して取り組みます。
- また、JAは、必要に応じて「人材育成基本方針」の見直しを進め、JAの経営理念・経営戦略を実現する「自ら考え行動する」人材育成・職場づくりに取り組みます。

「食」「農」「協同組合」にかかる県民理解の醸成

「食と農を基軸として地域に根ざした協同組合」としての県民理解を醸成します

- 多様な広報手段を活用した「食」「農」「協同組合」の情報発信を強化します。
- JA直売所や支所・支店等の拠点施設を活用した情報発信を強化します。
- 広報誌や、ウェブサイト等を活用した、情報発信を強化します。
- パブリシティを通じた情報発信を強化します。
- キャッチフレーズ『耕そう、大地と地域の未来。』を活用し、JAグループブランドイメージを確立します。



JAグループ岡山の新たな組織体制の再構築

将来を見据えた新たな組織体制の再構築をめざします

JAグループ岡山は、「食と農を基軸として地域に根ざした協同組合」として、多様な組合員ニーズに対応するため、JAの総合力を最大限に発揮し、組織一丸となって取り組める組織体制を確立するため、1県1JA構想を検討します。

JAグループの結集軸としての新たな中央会を構築

昭和29年設立の中央会は、農協法の改正により、連合会(非出資)に組織形態を変更することとなりました。

新たな中央会は、JAグループの結集軸として農業協同組合運動の発展に貢献し、JAの自己改革を徹底して支援するとともに、JAグループを代表する機能等を発揮し、農業振興と地域振興に貢献することを使命とします。

また、新たな中央会は、総合性と専門性を兼ね備えた人材を確保・育成して、高度化するJAの課題に対応します。

なお、平成31年9月末を期限とした組織移行に向け、具体的な検討を進めます。

JA綱領 —わたしたちJAのめざすもの—

わたしたちJAの組合員・役職員は、協同組合運動の基本的な定義・価値・原則（自主、自立、参加、民主的運営、公正、連帯等）に基づき行動します。そして、地球的視野に立って環境変化を見通し、組織・事業・経営の革新をはかります。さらに、地域・全国・世界の協同組合の仲間と連携し、より民主的で公正な社会の実現に努めます。

このため、わたしたちは次のことを通じ、農業と地域社会に根ざした組織としての社会的役割を誠実に果たします。

わたしたちは、

- 1 地域の農業を振興し、わが国の食と緑と水を守ろう。
- 1 環境・文化・福祉への貢献を通じて、安心して暮らせる豊かな地域社会を築こう。
- 1 JAへの積極的な参加と連帯によって、協同の成果を実現しよう。
- 1 自主・自立と民主的運営の基本に立ち、JAを健全に経営し信頼を高めよう。
- 1 協同の理念を学び実践を通じて、共に生きがい追求しよう。

協同組合原則

1. 定義

協同組合とは、人々が自主的に結びついた自律の団体です。人々が共同で所有し民主的に管理する事業体を通じ、経済的・社会的・文化的に共通して必要とするものや強い願いを充すことを目的にしています。

2. 価値

協同組合は、自助、自己責任、民主主義、平等、公正、連帯という価値観に基づいています。組合員は、創始者達の伝統を受け継いで、正直、公開、社会的責任、他者への配慮という倫理的な価値を信条としています。

3. 原則

- | | |
|---------------------|------------------|
| 〈第1原則〉 自主的で開かれた組合員制 | 〈第5原則〉 教育・研修、広報 |
| 〈第2原則〉 組合員による民主的な管理 | 〈第6原則〉 協同組合間の協同 |
| 〈第3原則〉 組合財政への参加 | 〈第7原則〉 地域社会への係わり |
| 〈第4原則〉 自主・自立 | |

